

会 員 各 位

兵庫労働局長登録教習機関
(一社)兵庫労働基準連合会尼崎事務所

平成31年度(臨時)高所作業車運転技能講習開催のご案内

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行する運転を除く。以下と同じ)は運転技能講習を修了したものでなければその業務に従事できません。

下記により標記講習を実施いたします。該当者が受講されますようご案内いたします。

記

1. 日 時 (学 科) 2019年5月13日(月)8:50~19:30 (受付は8時50分から)
(実 技) 2019年5月14日(火)8:50~17:10
2. 場 所 (学 科) きんでん学園
西宮市今津久寿川町 12-77
(実 技) きんでん学園
西宮市今津久寿川町 12-77 TEL : (0798)33-2200
3. 受講料 36,410円 (受講料34,560円税込・テキスト代1,850円税込)
自動車運転免許証(大型特殊・大型・中型または普通)・移動式クレーン運転士免許保持者、
小型移動式クレーン・フォークリフト・ショベルローダー等・車両系建設機械・不整地運搬車運転技能講習の修了者
4. 定 員 20名 (定員になり次第締切ります。)
5. 申込先 (一社)兵庫労働基準連合会尼崎事務所 (尼崎労働基準協会)
尼崎市昭和通3-96 商工会議所ビル6F Tel : (06)6411-8881
6. 持ち物 学科・・・受講票・テキスト・筆記用具・本人確認書類(運転免許証・健康保険証・
住基カード・社員証など)
実技・・・受講票・テキスト・筆記用具・作業服上下・安全靴・ヘルメット・手袋
印鑑

7. 注意

- * 次回への変更申請はできません。
- * お申込後の取り消しはできません。受講者の変更は可能です。
- * 遅刻者・早退者等は不合格といたします。
- * 当事務所が保有する技能講習修了者情報は、技能講習修了証明書または教習修了証明書の発行の目的にのみ使用させていただきます。これ以外の目的に使用することは致しません。
- * 会場への来場は、公共交通機関をご利用ください。

登録教習機関情報：(一社)兵庫労働基準連合会は登録教習機関としての更新を行い、登録更新は5年ごとで、現在の登録有効期間は平成31年3月30日迄です。